

Q11

財形貯蓄や確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等は、保険の対象となりますか。

Ans.

- ① 財形貯蓄は、貯金、投資信託、国債、農林債等の多様な金融商品を利用したものでです。

財形貯蓄の中で、保険の対象となる貯金等を用いているものはその貯金等の範囲内で保護の対象となります。

- ② 確定拠出年金の積立金の中で、保険の対象となる貯金等で運用されている場合は、その貯金等の部分が保護の対象となります。この場合、貯金等の名義が信託銀行等の資産管理会社名義となっていても、積立てを行っている個人の貯金等として名寄せ^(注)され、保護されることになります。

ただし、積立て部分に係る保険金の支払は、直接積立てを行っている個人に行われるものでなく、資産管理会社に対して行われ、支払われた額が積立てを行っていた個人の積立金として取り扱われることになります。

(注) 付保貯金を特定するための優先関係については、加入者個人の貯金等が優先されます。

- ③ なお、財形貯蓄に用いられた貯金等や確定拠出年金積立金の運用対象の貯金等は、積立てを行っている個人のその他の保険対象の貯金等と合算して、1農水産業協同組合ごとに貯金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されることになります（決済用貯金の場合には、全額保護されます）。

Q12

農林中央金庫、信農連及び信漁連が合併または他の農水産業協同組合から信用事業の全部を譲り受けた場合の保険金額の特例について説明してください。

Ans.

- ① 農林中央金庫、信農連及び信漁連（この項では以下「連合会等」といいます）が合併または他の農水産業協同組合から信用事業の全部を譲り受けた場合（以下「合併等」といいます）には、その後1年間に限り、貯金保険によって保護される貯金限度額は、全額保護される貯金を除き、貯金者1人当たり元本1,000万円に合併等に関わった農水産業協同組合の数を乗じた金額とその利息等とする特例があります。元本の計算については、合併等の前に預けられたものであるかは問いません。

例えば、連合会等が1農水産業協同組合と合併した場合は元本2,000万円までとその利息等、連合会等が2農水産業協同組合の信用事業の全部を譲り受けた場合は元本3,000万円までとその利息等が保護されます。

ただし、農協同士又は漁協同士との間の合併には適用されません。

なお、1年内に複数回の合併等を行っている場合は、その最後の合併等に関わった農水産業協同組合の数で計算します。

- ② この措置は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」に基づく当分の間の特例です。

I

貯金等の保護の範囲の概要

II

貯金保険制度のあらまし

III

貯金者データ等の整備

IV

貯金の取扱い
破綻時の付保

V

貯金等の取扱い
破綻時に保険金の対象となるならない

VI

破綻処理

VII

対応
金融危機への

VIII

と責任追及
不良債権の回収